

# GPF 会議（2021年3月）出席報告

(株)リクルートホールディングス 執行役員 <sup>たにぐち いわあき</sup> 谷口 岩昭

去る2021年3月12日金曜日、今年第1回目となる世界作成者フォーラム（GPF）が、コロナ禍の影響により昨年10月実施の資本市場諮問委員会（CMAC）・GPF合同フォーラム同様オンライン形式で開催された。

日本からは今回筆者のみの参加となったが、以下、議事アジェンダ、及び、セッションの討議内容を紹介する。なお、使用されたプレゼンテーション資料については、IFRSウェブサイトにて閲覧が可能であることから、適宜参照いただきたい。

〈議事内容（以下ロンドン時間、休憩時間等は除く）〉

- 11:05-11:25：サステナビリティ報告に関するIFRS財団によるコンサルテーションペーパーに関するアップデート
- 11:25-12:10：適用後レビューについて（IFRS第9号「金融商品」）
- 12:10-13:10：適用後レビューについて（IFRS第10号「連結財務諸表」、第11号「共同支配の取決め」、第12号「他の企業への関与の開示」）
- 13:25-13:40：料金規制事業活動に関する公開草案について
- 13:40-14:25：IFRS解釈指針委員会の活動に

関するアップデート

## 1. サステナビリティ報告に関するIFRS財団によるコンサルテーションペーパーに関するアップデート

本セッションは、事務局側よりGPFに対して昨今注目度の高いサステナビリティ分野におけるIFRSの関わりについてアップデートを行う目的で設定された。内容的には、事前に用意された資料に基づき事務局側が説明を行い、その後、GPFとの質疑応答の時間が持たれた。

事務局側の説明概要は、以下のとおりであった。

- コンサルテーションに関する背景説明
- アウトリーチの概要、アウトリーチに対する反応
- サステナビリティ報告に関するコンサルテーションの内容
- 2月及び3月のIFRS財団会議の概要と声明
- 今後の動向

趣旨として、アウトリーチの反応等から地域的にも属性的にも多様なステークホルダーからサステナビリティ報告に対する高い関心が確認できたとし、IFRS財団側も2月と3月の会合を通じて、サステナビリティ報告基準の開発と同分野における新ボードの設立に対するIFRSボードの支持を確認したとのことである。な

お、3月の会合では以下の戦略的方向性が合意された。

- 企業価値を主眼とした投資家に対するフォーカス
- 気候変動問題に対する優先順位設定
- TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）等既存の枠組の有効活用
- 主要地域の基準設定者との協働を重視した包括的かつ柔軟性の高い策定プロセス

今後、IFRS 財団側はコンサルテーションペーパーに回答書を公表すると共に、新ボード設立に必要なIFRS 財団規約の変更提案を行う予定であり、また、当初の予定どおり11月の国連会議 COP 26 以前に新ボードに関する最終的な判断を行うとのことである。

GPF 側からは、以下のようなコメントが寄せられた。

「対象領域は基本財務諸表に限定されるのか、又は、報告資料全般にわたるのか、方向性を早めに決定して欲しい。」

「新たに設置されるボードと国際会計基準審議会（IASB）の緊密な連携は非常に重要。」

「規制当局の意向が新たな基準の方向性を定める上で大きな要素となると理解する。」

## 2. 適用後レビューについて（IFRS 第9号「金融商品」）

本セッションは、事務局側が作成者側に対して、金融商品会計の適用に関する経験と、今年予定されている本基準の「分類」と「測定」に関する適用後レビューのアウトリーチにおいて、IASB 側が考慮すべき点について意見をヒアリングする目的で設定された。なお、ヘッジ会計と減損に関する要求事項の適用後レビューは後日改めて設定される予定で今回は対象外となる。

セッションは、事務局側が事前に提示した以

下の3つの質問に対して、作成者側が返答コメントを行う形で進められた。

- 要求事項は当初の意図どおりに機能しているか？
  - 重要な未想定的事象は存在するか？
  - 要求事項は普遍的に適用され得るか？
- なお、事務局側が議論テーマで取り上げた事項は以下の6点である。

- 金融資産 ビジネスモデルの評価
- 金融資産 SPPI（Solely Payment of Principal and Interest）
- 金融資産 資本性金融商品に関する公正価値の変動の表示
- 金融負債 自己信用収益と費用の表示
- 契約上のキャッシュフローに対する変更
- IFRS 第9号への移行措置

GPF 側からは、以下のようなコメントが寄せられた。

「IFRS 第9号の分類と測定に関する要求事項はIAS 第39号の要求事項と大きく変化はなく、概ね問題なく取り組まれていると理解する。」

「資本性金融資産（株式）の保有目的等は時間と共に変化するが、OCI対象が損益対象かの分類が保有開始時点で固定されることは柔軟性に欠ける。」

「非金融セクター企業にとってのIFRS 第9号の開示要請に対応するコストと労力は想定以上であった。特に監査対応の部分は大変悩ましい。」

「銀行にとってもコストと労力の負担は大きい。」

「分析に要する作業が大変大きい。特に、売掛債権に関する時価評価は信用力の要素で複雑化しがち。」

「会計上の手続については4大監査法人が発行する基準書を参考にせざるを得ない。IASBとしても解釈指針の発信を積極的に行うべき。」

「ヘッジ商品の時価変動にフォーカスするあまり、非ヘッジ対象部分の価格変動リスクへの注意が劣化する傾向があり、本末転倒である。」

### 3. 適用後レビューについて(IFRS 第10号「連結財務諸表」、第11号「共同支配の取決め」、第12号「他の企業への関与の開示」)

IASBはIFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューの実施を公表しているが、本セッションは、適用後レビューにおける、情報要請に関する重要論点について作成者側の意見を確認する目的で設定された。

具体的な重要論点は、以下のとおりである。

- 投資先に対する支配権を与える投資企業の諸権利 (IFRS 第10号)
- 過半議決権が存在しない場合の支配 (IFRS 第10号)
- 意思決定者が代理人であるか当事者本人であるかの判断基準 (IFRS 第10号)
- IFRS 第11号の範囲外の協力契約 (IFRS 第11号)
- 共同支配の取決めの分類定義 (IFRS 第11号)
- 共同支配事業に関する会計上の要求 (IFRS 第11号)

また、上記質問以外にも、情報要請として検討されている以下の項目についても簡単に紹介された。

- 投資先の参照すべき活動内容の特定・把握 (IFRS 第10号)
- 契約外の代理人行為の特定 (IFRS 第10号)
- 投資企業と投資先の関係変化に関する現行基準の要求事項に存在するギャップ (IFRS 第10号)
- 事業を構成しない子会社の部分的な買収 (IFRS 第10号)

- 投資企業の特定 (IFRS 第10号)
- 投資企業である子会社に対する会計の適用 (IFRS 第10号)
- IFRS 第12号の開示要求 (IFRS 第12号)  
以下、各々の基準に関する作成者側のコメントを記す。

#### IFRS 第10号について

「政府が取締役会への参加を規制している場合は、権利が保全されているかの判断が困難である。」

「支配権の原則自体には賛同するが、投資に付随して複雑な契約関係が存在する場合は、詳細な分析が必要であり手間が大きい。」

「投資先の活動は時間と共に変化するもので、参照すべき活動内容をタイムリーに特定・把握するとの要求を満たすことは実務的に困難なことが多い。特定・把握の要求に関して、手法と時期について指針が存在すると有り難い。」

「連結すべきか否かの判断は、経営陣を任命する権限に依拠すべきで、拒否権の有無に依拠すべきではない。」

「過半持分を保持しない投資側にとって、投資先に対して支配権を有するか否かの分析を行う手続は、状況次第で結果が変わり得る不安定な性質を内包している。」

「意思決定者が当事者であるか代理人であるか、の判断は一般的に非常に困難である。」

「投資先の財務情報にタイムリーにアクセスすることが難しい場合は、支配権に関する分析・判断も期末ベースでタイムリーに実施することが難しくなる。」

#### IFRS 第11号について

「共同支配事業は石油ガス業界、医薬品業界等で事例が多く、共同支配事業の会計を実際に適用しているが、現状のIFRSの指針は概ね参考になる有用な内容だと思う。」

「共同支配の取決め分類に関して考慮すべき“その他の事実と状況”に関する要求事項は、適用が非常に難しい。特に、これらの“その他の事実と状況”が将来の期待に基づいて判断せざるを得ない場合は一層困難である。」

#### IFRS 第 12 号について

「開示に関する目的と要求事項の内容には概ね賛同するが、現状の要求事項はチェックリストのようになっているので、B12 と B13 の文言の一部修正をお願いしたい。」

### 4. 料金規制事業活動に関する公開草案について

本セッションは、2021 年 1 月に公表された公開草案である（料金規制事業活動における「規制資産及び規制負債」について作成者側に内容を説明すると共に、作成者側の意見を聴取する目的で設定された。当該草案は半年間のコメント期間を経て、最終的には既存の IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を変更されることが想定されている。

本議論が対象とする公共事業（電力・ガス・運輸事業が中心）においては、企業側が利用者（消費者）に対して、提供サービス及び商品に対する費用を事後的に請求することが規制・行政措置等により可能となるケースが存在する。

このような場合において財務諸表の利用者は、企業の正確な業績、財務状況、キャッシュフローを把握できなくなることから、時間的差異が発生することを事由として規制関連資産負債と規制関連収益・費用を認識する形で補正対応を行うことの妥当性が認められる。

作成者側からは以下のコメントが寄せられた。

「一部の国では政治的混乱等から、負債計上したコストの回収が不可能となる状況（過去に

コミットされた料金設定が不可能となる状況も想定される。」

これに対して、事務局側はそのような状況も発生し得ると認識していると発言し、「公開草案は、法的に費用回収を可能とする料金設定が施行可能な状況のみを想定しており、施行の確実性については、別途企業側の判断が必要な場合もあり得る。」との回答を行った。

### 5. IFRS 解釈指針委員会の活動に関するアップデート

本セッションは GPF において毎回設定されており、最近時の IFRS に関する動向を紹介する内容であるが、今回は IFRS 解釈指針委員会における論点にフォーカスされる形で事務局側が説明を行った。

今回、具体的な説明対象となった項目は以下のとおりである。

- コベナンツ条項に違反している状態の借入金に関する負債区分（流動・固定）について
- クラウドサービス上のソフトウェアに対するカスタマイゼーション又はコンフィギュレーションの無形資産認識について
- 退職給付制度における給付の勤務期間への帰属について
- 実質金利に起因するキャッシュフローの変動可能性に対するヘッジ会計適用要件について
- リバースファクタリングにおいて認識される負債の取扱いと開示要件について（サプライチェーンファイナンスに関する問題）

上記の諸点について IFRS 解釈指針委員会は、既存の IFRS 基準の原則と要求事項が既に十分な指針・情報を与えているとの判断に基づき、新たな基準設定作業のアジェンダには加えない旨、暫定決定したとのことである。

事務局側からの説明に対して、作成者側からは以下のコメントが寄せられた。

「公開草案で提案された“セールアンドリースバックにおけるリース負債に関する変更”を適用する場合、リース負債の測定に関して懸念が生じる。」

次回の GPF ミーティングは CMAC と合同で 6 月 10 日と 11 日の両日で実施される予定である。